

この記事のURLとQRコード

<http://james.bloten.com/product/book/4047350672.html>



同人作家のための確定申告ガイドブック 2018

水村 耕史

キツネ

KADOKAWA

ISBN-13:9784047350670

ISBN-10:4047350672

ページ数:336ページ

本・漫画・雑誌

発売日:[平成30年]2018年1月29日(月曜日)
87日[約2ヵ月と27日]前です

リリース日:[平成30年]2018年1月29日(月曜日)
87日[約2ヵ月と27日]前です



価格について

新品販売価格 1728円

中古販売価格 1210円

参考価格 なし

[Amazon.co.jp 価格調査日時 2018年4月24日 2時55分日本時間]

コメント:

新品販売価格より中古販売価格のほうが518円ほど安いです。約29パーセント引きになります。

商品画像

はじめに

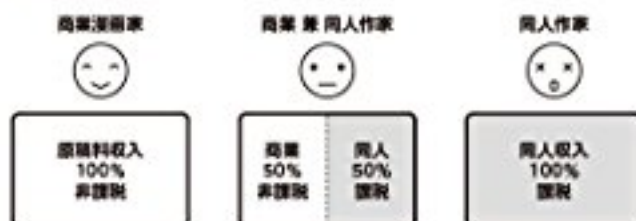
会社で営業の仕事をしながら、趣味で同人誌を描き始めて早7年。それなりに本も売れるようになってきた。友人の同人作家に「専業作家になったら？」とすすめられたのをきっかけに思い切って会社を退職。即売会に出て、委託販売をやって、生きていけるくらいのお金は通帳にある。

毎年春頃にツイッターを眺めていると「確定申告の用意をしないと」なんてつぶやきをよく見かける。確定申告というのは自分もやらないといけないのかな。そもそも確定申告が何なのかよく分かっていない。この収入ならやらなくてよい、そんな気もしている。不安だ……。

私が「ドージン・ドット・タックス」というサービスを作り、同人作家さんたちの確定申告のお手伝いをする事になったきっかけは、とあることからクリエイターの方々とお仕事をする機会があったからです。

「収入は安定してきたけれど、確定申告なんてやったことない」

事業税のかかる方



イラストのみ ⇒ デザイン業 ⇒ 課税
 漫画 (イラスト+漫画) ⇒ 執筆業 ⇒ 非課税
 同人の自主制作 ⇒ 物品販売業 ⇒ 課税

「該当する収入に課税される」

自らの事業が先ほどの表のどの業種に該当するかは各都道府県の県税事務所判断になりますので、はっきりと分からない場合には、最寄りの都道府県税事務所にお問い合わせの方がよいでしょう。

気を取り直して、じゃあ一体、いくら納めることになるのか考えてみましょう。事業税の計算方法も所得税の計算方法と似ています。そして、事業税も住民税同様に市区町村から納税通知書が届きますので、自分で税額を計算する必要はありません。

事業税の計算式ですが、所得から290万円を差し引いた金額(この290万円を「**事業主控除**」といいます)に定められた税率を掛けた金額が事業税となります。すなわち、所得が290万円を超えていなければ

3・同人作家の経費

「ぶっちゃけどういうものが経費になりますか？」

これも本当によく聞かれる質問です。

この質問に対して直球に回答すると、

「売上を得るために、必要な支出なら何でも経費になります」

となります。

何が経費になるかというのは、人それぞれで、一概にこれが経費になりますと断言するのは、税理士であっても難しいのです。

同人作家が同人誌を買った場合には、どんな同人誌が流行っているのかや、自分の作品の参考にするためという理由であれば、それは経費になります。しかし、同人作家が趣味で釣りをしていて、釣りの本を買ったとしてもそれは経費にはなりません。あくまで仕事に関係があるというのが重要です。釣りが趣味の同人作家が、釣りをテーマにした同人誌を頒布している場合、釣りの本は経費といえるでしょう。

他にも、例えば自宅が作業場を兼ねている場合には家賃も経費にすることができます。

3・実録調査日記

ここからは、私が実際に立ち会ってきた税務調査を例として説明していきます。税務調査の対象となった同人作家のAさんの当時の状況は次の通りでした。

調査対象期間 平成26年から平成28年までの3年間

調査対象税目 所得税

平成26年 売上400万円

平成27年 売上600万円

平成28年 売上700万円

Aさんは当時私の顧客ではありませんでした。税務署から税務調査の日程調整の電話があり、税務調査に不安を感じて私に初めて連絡しました。

なお、Aさんの場合は調査対象税目は所得税のみでしたが、その方の状況に応じて変わります。例えば消費税の申告をした場合には、それに応じて消費税も調査対象税目と

月別売上集計表の例

	那由会収入	那由販売サイトA	那由販売サイトB	合計
1月		400,000	250,000	750,000
2月		240,000	130,000	370,000
3月		90,000	65,000	155,000
4月		90,000	70,000	160,000
5月		85,000	45,000	130,000
6月		70,000	40,000	110,000
7月		60,000	35,000	95,000
8月	500,000	550,000	310,000	1,360,000
9月		400,000	136,500	536,500
10月		250,000	80,000	330,000
11月		130,000	50,000	180,000
12月	300,000	220,000	110,000	630,000
合計	800,000	2,585,000	1,421,500	4,806,500

を借りていますので、自宅分と事務所分を按分して事務所部分を計上します。なお、按分の方法は、仕事に使っている面積を部屋全体の面積で割って割合を算出し、その割合を家賃に掛けて計上します。

旅費交通費 電車、バス代、タクシー代などが該当します。この方の場合、地方に住んでいるため、即売会に参加する場合には遠征をしなければなりません。そのための新幹線代や宿泊費も経費として計上することが可能です。

通信費 電話料金、インターネット料金が該当します。この方の場合には、携帯電話代に加え、自宅兼仕事場にインターネットを引いていますのでこれらが経費に計上されています。

